

平成二十九年国土交通省令第六十二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の規定に基づく立入検査をする船員労務官の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）を実施するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の規定に基づく立入検査をする船員労務官の携帯する身分を示す証明書の様式を次のように定める。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第三十五条第二項において準用する法第十三条第二項の身分を示す証明書（法第百四条第一項に規定する報告徴収等のみを担当する船員労務官の身分を示す証明書に限る。）の様式は、次のとおりとする。

第 号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

第55条第2項において準用する同法第13条第2項の規定による立入検査証

(同法第105条第1項に規定する検察官等のみ本証とする検察官等の印を添付しなければならない。)

職名及び氏名

写

年

月

日

交付

印

真

印

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令

(報告徴収等)

第13条 (略)

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による機関は、拒門検査のために認められたものと解してはならない。

(報告徴収等)

第55条 主務大臣は、この箇の規定を施行するために必要な制度において、団体監理技能実習関係者(団体監理又は団体監理型実習実施者若しくは団体監理型実習関係者の役員若しくは職員をいう。以下この項において同じ)若しくは団体監理技能実習関係者の役員若しくは職員(以下この項において「関係員」という)若しくは関係員であった者(以下この項において「関係者」という)に対し、報告若しくは検査書類の提出若しくは通知を命じ、若しくは団体監理技能実習関係者若しくは役員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは団体監理技能実習関係者に係る事業所その他の団体監理技能実習に関係のある場所に入ら入り、その設備若しくは検査書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第3項の規定は前項の規定による機関又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による機関について、それぞれ準用する。

(許可の取消し等)

第57条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。

一 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは規程に違反したとき。

二 出入国又は労働に関する法令に同じ不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(監理責任者の配置等)

第40条 (略)

2 監理団体は、団体監理技能実習実施者若しくは団体監理技能実習に同じ労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要の指導を行わなければならない。

4 監理団体は、団体監理技能実習実施者若しくは団体監理技能実習に同じ労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、必要の指導を行わなければならない。

5 監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、遅やかに、その旨を関係行政機関に通知しなければならない。

第105条 主務大臣は、政令で定めることにより、第55条第1項の規定による報告の徴収、検査書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査(第40条第3項から第5項までの規定を施行するために行うものに限る。)(次項及び次条において「報告徴収等」という。)の機関の一部を国土交通大臣に委任することができる。

(略)

(関係の行使)

第105条 主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第55条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職務を労働基準監督官に行わせることができる。

2 国土交通大臣は、主務大臣の権限が同条第1項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第55条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職務を職員労働官に行わせることができる。

第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは検査書類の提出若しくは提示をせず、若しくは遅滞の報告若しくは遅滞の検査書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 一十二 (略)

第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第105条、第109条、第110条(第14条に係る部分に限る。)、第111条及び同条(第12号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。